

2023年7月5日現在

## 大分市議会第2回定例会・一般質問最終稿(案)

日本共産党の福間健治です。質問通告に基づき4項目について質問します。

### 1、福祉保健行政

#### (1)新型コロナウイルス感染症について

5月8日、新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行されました。5日には世界保健機関（WHO）が緊急事態の終了を宣言しました。3年以上にわたったパンデミック（世界的大流行）は大きな節目を迎えています。流行が終わったわけではありません。WHOも警戒を怠らないよう呼びかけました。

WHOによると、世界の感染者は累計で7億6522万人、死者は692万人を超えました。報告されていない死者を含めれば2000万人以上と推定されます。感染しても医療を受けられない「医療崩壊」が各国で起きました。新自由主義の下で社会保障や医療が削減されてきたことが取り返しのつかない事態を招きました。

日本では人口あたりの医師数が世界でも低水準で、もともと医療提供体制が不足しています。その上、政権与党が「地域医療構想」を進め、自治体に病床削減を迫った結果、コロナ危機で病床が逼迫（ひっぱく）しました。保健所も足りませんでした。専門家は感染の「第9波」が来る可能性を指摘しています。

5類移行は医療支援の大幅削減、患者の負担増といった大きな問題を抱えたスタートとなりました。国と自治体は浮き彫りになった課題を直視し、命を守る責任を果たさなければならぬと考えます。医療費に自己負担が生じることで受診抑制が懸念されます。国が医療機関への支援を縮小することで、また医療提供体制が逼迫する恐れもあります。今こそ医療の強化に本腰を入れるべきです。

そこで質問します。1点目は、感染状況の情報提供についてです。

○発生動向については、定点医療機関からの毎週報告となっていますが、感染状況を客観的に判断し、日常の感染対策をすすめる上では、状況把握することはできません。随時、医療機関・福祉施設、市民に感染状況の情報提供できる体制が必要と考えます。

2点目は、医療機関等への対応についてです。

○医療機関への病床確保の支援についてです。

5類移行前は、県内の57医療機関で病床確保がされていましたが。5類移行後は、454病床の確保となっているとのことですが、5類移行により、病床確保料は、半額に減額され、9月末までとなっています。医療機関への病床確保料支援の継続を求めていくべきです。

3点目、患者対応についてです。

2類から5類移行により、患者負担は原則1割り・3割の自己負担となることから、受診控えが懸念されていましたが、入院・通院医療費や治療薬の個人への公費支援等については、「期限を区切り軽減する」としています。当面の方針について、見解を求めます。

9月までとなっているが、継続して支援するように国に求めていくべきです。見解を求めます。

## (2) 認知症対策について質問します。

先の通常国会で「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が全会一致で成立しました。「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにする」などを基本理念に掲げました。

国や地方自治体は基本理念に基づき、どんな取り組みをするか計画をつくることが求められます。計画作成の際、当事者や家族などの意見を聞くことも明記しました。認知症の人が個性や尊厳を保障されて、希望を持って暮らせる社会づくりへ向けた重要な一歩です。

認知症の人は、厚生労働省の研究班によると2020年時点で600万人と推計され、25年には約700万人にのぼると見込まれています。65歳以上の5人に1人ということになります。どの人にも無縁な問題ではありません。

昨年、認知症が原因で行方不明となった人は警察庁のまとめ(22日発表)で1万8709人になりました。統計を取り始めた12年からほぼ倍増しました。ほとんどの人は1週間以内に所在が確認されていますが、一昨年以前の不明者を含めると491人が亡くなっていました。痛ましい事態です。

認知症基本法は、「国民が認知症への正しい知識を持ち、理解を深めること」

「全ての認知症の人が社会の対等な構成員として地域で安全に安心して自立した生活ができるよう、意見表明をしたり社会活動に参加したりする機会を確保し、個性と能力を十分発揮できるようにすること」、認知症の人への「良質で適切な保健医療サービスや福祉サービスが切れ目なく提供されること」、「家族をはじめ支援者への支援が適切に行われること」なども基本理念に盛り込みました。国や地方自治体の施策の一層の拡充が不可欠です。家族や支援者が抱え込まず、社会全体で支え、取り組みを進める上で行政の役割は重要です。

そこで質問します。認知症の人や家族が安心して暮らせる社会環境の整備に向けたこれからの計画づくりにおける基本姿勢について見解を求めます。

### (3) 高齢者の加齢性難聴者への支援についてです。

聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する場合は、補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされますが、軽度・中等度難聴（児）者については、「補装具費支給制度」の対象となっておりません。

特に子どもにとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響があります。また、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわります。

2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘しています。高齢者の加齢性難聴者への支援は、認知症予防にも大きな効果が期待できます。

難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、抑うつ状態に陥ったり、社会的に孤立してしまう危険もあるとされています。

こうした中、高齢者の難聴に対応する補聴器の購入助成などに踏み出す自治体が、近年急速に増えています。全日本年金者組合大阪府本部の調べでは、2022年末には123市区町村とここ数年で急増しています。

そこで質問します。本市においても、高齢者の加齢性難聴者への助成を検討する考えはありませんか。見解を求めます。

## 2、公共交通対策

### (1) JR九州の駅無人化について

2017年8月15日、JR九州は、2018年に市内の8駅をいっせいに無人化する方針を発表しました。利用者の反発もあり、段階的にすすめ、日豊線牧駅、豊肥線敷戸駅・大分大学前駅の3駅で無人化を実施しました。残る5駅の無人化計画は開始時期を未定としていました。

ところがさる5月19日、JR九州は、日豊本線高城駅、大在駅、坂ノ市駅、豊肥本線の中判田駅の4駅を7月1日から無人化すると明らかにしました。日豊線の鶴崎駅は、駅員がいる時間帯を夕方のみ短縮するとしています。新たな無人化等なる5駅については、いずれも遠隔操作で乗客案内や安全確認をするスマートサポートステーション（SSS）が導入されています。

経営効率化のために、乗降客の多い駅での人員削減は、鉄道事業者の社会的責任が問われる大問題です。利用者からも利便性の低下や安全性を懸念する声があがっています。市内駅無人化に対する大分市のJR九州に対するこれまでの姿勢は、「慎重な検討と丁寧な説明」というものですが、納得いくものではありません。

そこで質問します。7月1日より既に駅無人化は実施されていますが、改めて撤回を求め、再検討するよう事業者に求めていくべきです。見解を求めます。

## (2) 地域交通対策について質問します。

近年、大分市内でも交通事業者のバス路線の廃止・縮小が市民生活に様々な影響を及ぼしています。本市としても代替交通やコミュニティーバスの運行による支援等をおこなっていますが、市民の要望に応えていくために苦慮されています。

今回は、野津原地域の公共交通についてお聞きいたします。

この地域では、民間のバス事業者が採算性の問題から撤退や減便を行い、その結果、利便性が著しく低下しています。地域の住民からは、「バスの便数を元に戻してほしい」という要望が強く出されており、撤退路線地域でも住民の「買い物・通院・諸行事への参加など、スムーズな移動できる交通確保を求める声は切実です。

本市としても、これまで地域住民への聞き取り調査やウェブアンケートを通じて広く意見を集めてきました。また、低速電動バスなどの取り組みを進めることで地域住民の足の確保に努めてきました。

そのような中、利用者からは、循環ルートや周遊ルートの増便や新たなルートの開拓が求められています。また、低速電動バス以外の車両の活用やバス停の改善、車内環境の再整備など、利用者の利便性向上に関する要望が多く寄せられています。

そこで質問します。地域住民の意見・要望を真摯に受け止め、利用者に寄り添った公共交通のいっそう改善・拡充を進めていくべきです。見解を求めます。

## 3、選挙について、大分市議会議員補欠選挙での選挙事務についてです。

### (1) 事前説明会について

大分市議会議員補欠選挙は4月16日告示、4月23日投開票で執行されました。

通常の選挙では、立候補予定者の把握と立候補届け出書類の記入要領の説明等を行うことで、告示日に向けた立候補準備をスムーズにおこなうために、事前説明会が実施されています。県議会議員大分選挙区、大分市長選については、

事前説明会を実施していますが、大分市議会議員補欠選挙では、事前説明会は実施されませんでした。なぜ、事前説明会はされなかったのか、その理由について説明を求めます。

## (2) 選挙公報の取り扱いについて

選挙公報は平成22年12月の大分市選挙公報の発行に関する条例制定により、実施されています。

公職選挙法第170条では、選挙公報の配布は、「当該選挙の選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙期日前2日前までに、配布するものとする」と規定されています。

そこで質問します。今回の市議会議員補欠選挙において、各世帯に選挙公報を配布することができなかった理由について、説明を求めます。

## 4、地区公民館の施設整備について質問します。

(1) 地区公民館は、市民の「文化」「芸術」「スポーツ」の集いの場として広く利用されています。

先月、国政報告会を開催するために1階の会議室等のある公民館を探しましたが、適当な場所がありませんでした。しかたなく6月4日、南部公民館の2階の研修室をお借りしました。会場が2階のために、体幹機能に障害のある方などは、階段を上り下りすることができないために、参加案内を断らざるをえませんでした。

市内13箇所の公民館の内、エレベーターが設置されているのは、大分中央公民館、大分西部公民館、鶴崎公民館、佐賀関公民館の4カ所だけとなっています。

他の東部公民館、植田公民館など9つの公民館にはエレベーターの設置はありません。今議会では、植田公民館へのエレベーター設置等の設計予算計上は一步前進です。

2階の会議室などでの学習会・研修会などの行事にも、体幹機能障害などがある方でも参加できるように、エレベーターの設置の必要性を強く感じるところです。

そこで質問します。地区公民館へのエレベーター設置を早期に計画的に進めることを検討すべきです。見解を求めます。